

草津市廃棄物減量等推進審議会

第 6 回 審 議 会

日時：平成19年1月19日（金）

10:00～12:00

場所：草津市役所 4階行政委員会室

会 議 議 事 次 第

1. 開 会

- 1) 挨拶：草津市

2. 議 事

- 1) パブリックコメント案（家庭系ごみの分別方法の見直し）について
- 2) ごみ有料化施策について

【資 料】

資料－1 家庭系ごみの分別方法の見直しについて

資料－2 ごみ有料化施策について

家庭系ごみの分別方法の見直しについて

1.概要

本市における「ごみの分別区分」については、平成13年度から現在の10種類分別を実施しております。

しかしながら、近年の人口増加や生活様式の変化によるごみ排出量の増加と多様化に対し現在の分別、処理のしくみは多くの課題を残しています。

こうしたことをふまえまして、ごみの減量化と資源化の推進や生活様式の変化に応じた分別区分、効率的な施設運営の観点から、資源化できるものとそうでないものを分別することを基本に、現在のごみ分別区分を見直すこととします。

2. ごみ分別方法見直し案

現状のごみ分別の問題点を踏まえ、今回、新しいごみ分別方法について以下に示します。

①焼却ごみ類

○現行の普通ごみ類の内、「新聞、チラシ、雑誌、ダンボール、飲料用パック」については、新たに「古紙類」とし、それ以外の可燃系ごみを「焼却ごみ類」とします。

○現行のプラスチック類の内、プラスチック製容器類以外の資源化できないプラスチック類を「焼却ごみ類」とします。

②古紙類

○現行の普通ごみの内、新聞、チラシ、雑誌、ダンボール、飲料用パックについては、排出段階で資源化物として分別し、資源化率の向上を図ります。

③プラスチック製容器類

○プラスチック類として一括収集しているプラスチックごみの内、プラスチック製容器類とそれ以外のプラスチック類を排出段階で分別し、資源化率の向上と効率的な施設運営を図ります。

④ペットボトル類

○現行どおり。

⑤空き缶類

○現行の金属類の内、空き缶類を排出段階で資源化物として分別し、資源化率の向上と効率的な施設運営を図ります。

⑥破碎ごみ類

○現行の「小型破碎ごみ類」と「不燃物類」の分別区分が判りづらいため、「破碎ごみ類」と「陶器・ガラス類」に名称を改めます。

○現行の金属類のうち空き缶以外の金属類を破碎ごみ類とします。

○プラスチック、金属、ガラス等の複合素材を破碎ごみ類とします。

⑦飲・食料用ガラスびん類

○現行の「びん類」をより分かり易くするため、名称を「飲・食料用ガラスびん類」とします。

⑧陶器・ガラス類

○現行の「小型破碎ごみ類」と「不燃物類」の分別区分が判りづらいため、「破碎ごみ類」と「陶器・ガラス類」に名称を改めます。

○飲食料用以外の化粧品や薬品のびん類、ガラス食器類や陶磁器類、などを陶器・ガラス類とします。

⑨粗大ごみ

○現行どおり。

⑩乾電池

○現行どおり。

⑪蛍光管

○現行どおり。

表-1 新しいごみ分別区分案

区分	内容物
① 焼却ごみ類（普通ごみ類） ○古紙類以外の可燃ごみ	生ごみ 包み紙、菓子ケース 蘿草、剪定枝、木、竹 皮革製品、くつ 古紙類以外の紙類 古着、古布 CD、ビデオテープ、カセットテープ、フロッピーディスク プラスチック製ハンガー、スポンジ等 ポリバケツ、ヘルメット等 プラスチック容器のうち汚れがひどいもの 長ぐつ、ゴムホース等 毛布、布団、使捨てカイロ、保冷剤
② 古紙類（新しい分別区分）	新聞、チラシ 雑誌 ダンボール 飲料用パック
③ プラスチック製容器類（プラスチック類）	ポリ袋、ポリ容器、シャンプー容器 レジ袋 発泡スチロール、トレイ
④ ペットボトル類	清涼飲料水、ウーハ茶、ミネラルウォーター しょう油、酒類等のペットボトル
⑤ 空き缶類（金属類）	スチール缶、アルミニ缶
⑥ 破碎ごみ類（小型破碎ごみ類） ○プラスチック、金属、ガラス等の複合素材及び缶以外の金属類	炊飯器、ミキサー、トースター、ホットプレート 浄水器、アイロン、複合素材のハンガー ヘルスマーター、電話機、ラジカセ、ポット 懐中電灯、玩具類、インクカートリッジ、 包丁、安全カミソリ、はさみ、電球 スプレー缶、なべ、フライパン アルミホイル、金属製ハンガー トタン、傘の骨、ホーロー鍋、電気コード 等
⑦ 飲・食料用ガラスびん類（びん類）	飲料用、食料用のガラスびん
⑧ 陶器・ガラス類（不燃物類）	化粧品・薬品のびん ガラス食器類 陶磁器類（食器、植木鉢など） 板ガラス、鏡 使捨てライター 等
⑨ 粗大ごみ ※一辺50cmを超えるものまたは10kgを超えるもの	自転車、タンス、ベッド、机 等 カーペット、電子レンジ、扇風機
⑩ 乾電池	ボタン電池、充電型電池を除く
⑪ 蛍光管	電球を除く

※区分の（ ）は旧名称、太字は分別体制が変更した品目を示します。

ごみ有料化施策について

1. 有料化施策検討の背景

本市では、循環型社会の構築の一環として、分別区分を見直し、資源化の推進を図り、恒久的なごみ減量へとつなげていく施策の検討を行っているが、人口及び世帯数の増加に伴う、ごみの排出量の増加やそれに対応するためのごみ処理施設の施設能力等を考慮すれば、更なるごみ減量施策を展開していく必要があるものと考えられる。

こうした状況の中で、平成17年5月26日に廃棄物処理法第5条の2第1項に基づく環境大臣が定める基本方針「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成17年環境省告示第43号）が改正され、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進をはかるべきである。」と盛り込まれ、一般廃棄物処理の有料化を推進することが市町村の役割として位置づけられたところである。

また、滋賀県も第二次廃棄物処理計画（平成18年6月）において、今後の施策の方向性の中の排出抑制についての項で「排出抑制、資源化を促すごみ処理料金設定などの経済的誘導の検討」の記述がなされている。

本市は、ごみ減量化施策の一環として、昭和53年度よりごみ有料化施策（一定量以下無料制）を採用し、導入しているが、今回、その現状と課題について確認を行うとともに、ごみ処理費の住民負担のあり方について見直すものである。

2. 本市のごみ有料化に係る現状と課題

2-1 実施しているごみ処理の有料化方式(一定量以下無料制)

(1) 指定袋の配布及び販売

普通ごみ、プラスチック類ごみ、ペットボトル類ごみの3種類については、指定袋を町内会を通じて年2回、一定枚数を配布し、超過分については、販売所（市役所、市民センター、市民交流プラザ、立命館大学生協、JA各支店、市内平和堂各店、アル・プラザ草津、パントリー、西友南草津店）で5枚1組 550円で販売している。

また、町内会未加入者または転入者は、クリーン事業課窓口で無料配布分を配布している。

表-1 無料配布枚数

種類	容量	配布枚数
普通ごみ	45L	104枚
プラスチック類ごみ	60L	30枚
ペットボトル類ごみ	60L	12枚

(2) ゴミ袋の流れ

入札によりゴミ袋製造業者を決定し、市からゴミ袋製造業者にゴミ袋の製造を依頼する。ゴミ袋製造業者は、ゴミ袋を製造し、市からの指示により各自治会に無料配布分を配布する。残ったゴミ袋（超過分）については、市の倉庫に保管し、販売店からの発注枚数に応じて市が各販売店に納入する。

なお、各店舗による販売手数料は、1枚につき4円としている。

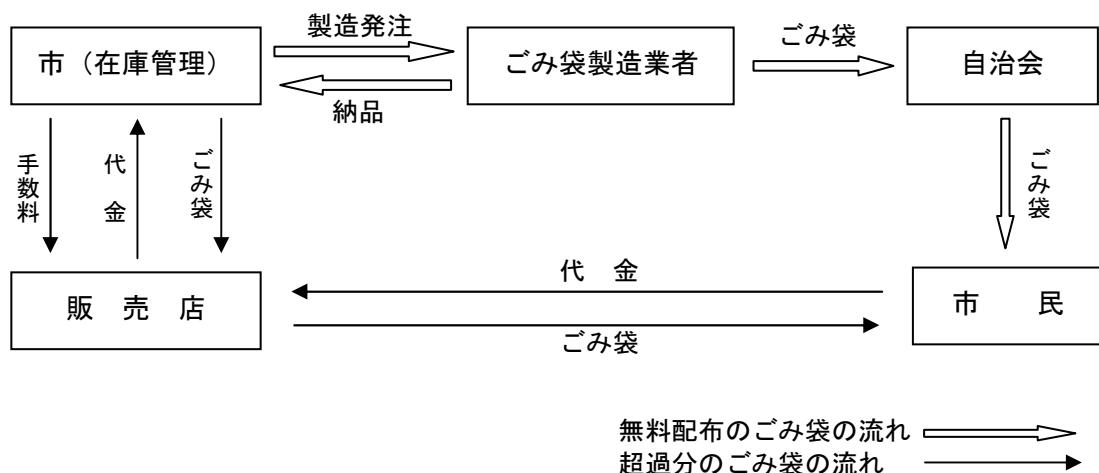


図-1 ゴミ袋の流れ

2-2 課題・問題点

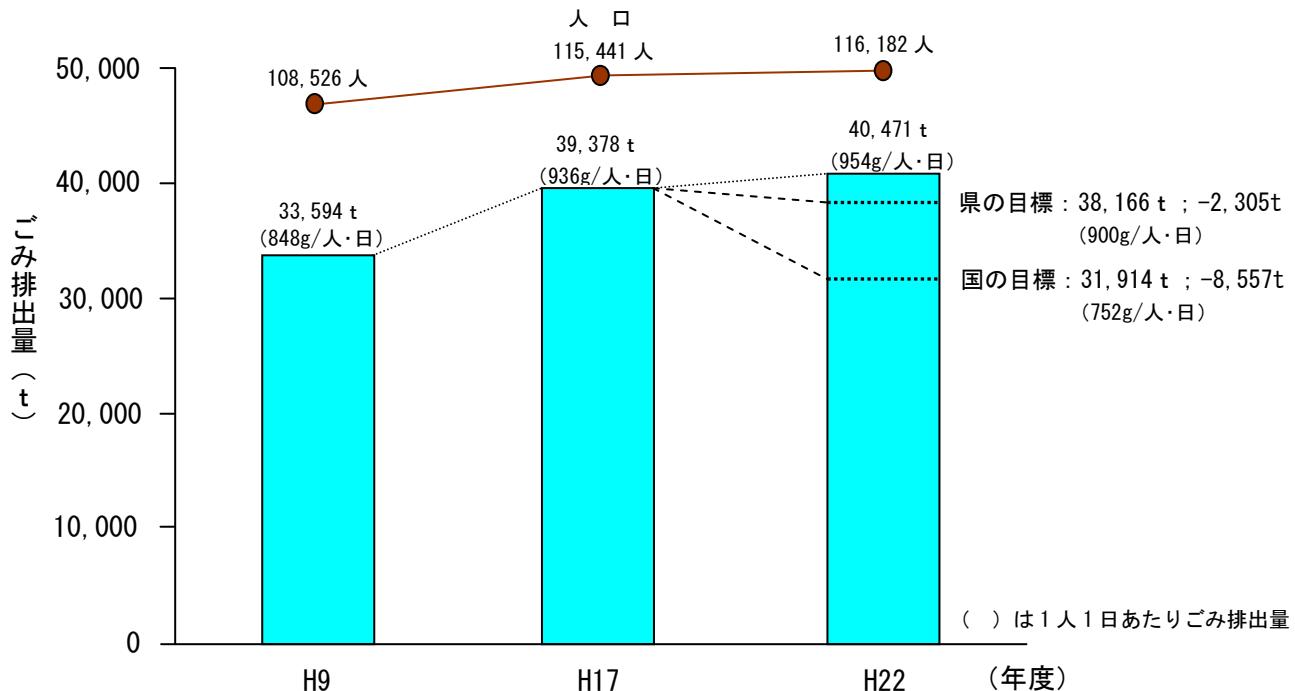
(1) ごみの減量化について

「廃棄物減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針（H13.5年告示、H17.5改正）」及び「滋賀県第二次廃棄物処理計画」では、国・県の排出抑制の目標及び以下のように示されている。

表-2 国・県の排出抑制の目標及び資源化・埋立減量の目標

	国	滋賀県
排出抑制	基準年：平成 9 年度 目標年：平成 22 年度 <ul style="list-style-type: none"> ●一般廃棄物の排出量を約 5%削減 ●再生利用量を約 11%から約 24%へ ●最終処分量を概ね半分 	基準年：平成 9 年度 目標年：平成 22 年度 <ul style="list-style-type: none"> ●1人1日あたりのごみの排出量を 900 g とする。 ●リサイクル率 13%から 26%へ ●最終処分量を概ね半分

本市がごみ処理事業における現状施策を継続した場合のごみ排出量と国・県との目標値を図-2に示す。



※国の目標値は平成 9 年度ごみ量を 5%削減した値、県の目標値は 900(g/人・日)に平成 22 年度における草津市人口と 365 日を乗じて算出した。

図-2 草津市ごみ排出量推移（推計）と国・県の目標値

国・県の目標値を達成するためには、より一層のごみの排出抑制施策を導入することが必要となってくる。

(2) 不公平感について

1) 指定袋配布制度について

本市のごみ有料化制度は一定量以下無料制を採用しており、住民登録をしている市民に対し、ごみ種別毎に一定枚数の指定袋を無料で配布している。

そのため、住民登録していない単身赴任者等の短期滞在者や学生等に対しては指定袋を配布できないことになる。

したがって、それら市民に対しては実質、1枚目から料金のかかる均一従量制となっていることから、市民全体に対し公平な有料化制度とは言い難い。

* 115,431人(住民登録者数) / 121,159(国勢調査による人口) ×100=95%
(平成17年10月1日現在)

2) 世帯人員について

本市が指定袋を配布する際、世帯人数が2人以上の場合は、普通ごみ類は年間104枚、プラスチック類は年間30枚、ペットボトル類は年間12枚となっており、その際、世帯構成人数は考慮されていない。(ただし、単身世帯については、普通ごみ類は年間52枚しか配布していない。)

したがって、世帯を構成する人数が、2人の場合と6人以上の場合では、1世帯の必要とする指定袋枚数は異なるものと判断されるが、配布する枚数は同じであることから、世帯構成人数を考慮した場合については公平な有料化制度とは言い難い。

3) 生活スタイルについて

子どものいる世帯と高齢者世帯、現役で働いている世帯と年金生活者世帯などの違いを考慮すれば、各世帯の生活様式の違いから各ごみの種類別に必要な指定袋枚数は異なるものと考えられるが、1世帯当たりのごみ種別毎の指定袋無料配布枚数は一定である。

したがって、各世帯の生活スタイルの違いを考慮した場合、公平な有料化制度とは言い難い。

(3) 指定袋のコストについて

1) 指定袋の作成、無料分の配布にかかる経費について

平成 17 年度の実績で、指定袋製造経費が約 4,480 万円（表-3）、町内会へ支払う配布手数料が約 237 万円(表-4)、各店舗へ払う販売手数料が約 59 万円で支出経費の合計で約 4,776 万円かかっている。

一方、有料で販売しているごみ袋の代金約 2,190 万円(表-5)であることから、差し引いても約 2,586 万円が経費として掛かっている。

平成 18 年度は、原油価格の影響で原料の価格が高騰しごみ袋の製造経費だけで約 5,780 万円かかっており、現在の一定量以下無料制を維持するためには、益々経費が嵩むこととなってくる。

ごみ処理経費全体で約 13 億 1800 万円（平成 17 年度）かかっているなかで、少なくとも経費をかけて指定袋を配布するような方法は改める必要がある。

表-3 ごみ袋製造実績（H17）

区分	製造単価	作成枚数	金額	合計
普通ごみ用袋	5.57 円	4,960,000 枚	27,627,200 円	44,798,120 円
プラスチック類用袋	7.24 円	1,698,000 枚	12,293,520 円	
ペットボトル類用袋	7.39 円	660,000 枚	4,877,400 円	

* ごみ袋の製造原価には、各町内会までの配布料も含む。

表-4 町内会からの配布（H17）

配布月	町内会数	世帯数	手数料単価	配布手数料
3月	200	47,057 世帯	25 円	1,176,425 円
9月	201	47,701 世帯	25 円	1,192,525 円
合計		94,758 世帯	25 円	2,368,950 円

表-5 ごみ袋販売枚数実績（H17）

区分	合計
普通ごみ用袋	138,098 枚
プラスチック類用袋	54,934 枚
ペットボトル類用袋	6,026 枚
合計	199,058 枚

※199,058 枚 × 110 円/枚 = 21,896,380 円

(4) 市民の意識について

ごみ袋の販売枚数は、町内会や市役所の窓口での無料配布分を含めたごみ袋全体に対して約3%しかなく、ごみの量が一定量を超過すると有料となるシステムを採っているが、実質上は無料配布枚数内でほぼ処理できているため、無料配布を受けている市民の意識としては、無料化の場合とあまりかわらない。

(5) ごみ減量のインセンティブについて

一定量以下無料制は、一定量を超えると有料となるため一定量を超えないようにしようとするインセンティブは働くが、逆に一定量までは、ごみ減量しようとするインセンティブは働くかない。特に、本市のようにほとんどが無料配布内で処理できる場合は、ごみ減量のインセンティブが働きにくいものと判断される。

3. 有料化施策の整理

3-1 有料化に伴う手数料媒体の概要

ごみの有料化を実施する場合の手数料媒体は、大別すると指定袋、シール（ステッカー）、ポリ容器などの特定容器の3つに一般的に分類される。

ここでは、本市として実質的に採用可能な指定袋、シールの2種類の手数料媒体の概要を表-6に整理した。

なお、特定容器については、生ごみなどを分別収集している自治体等が採用している方式であり、特定容器の管理（施錠、臭気対策等）を行う必要があるため、現状の本市の収集システムを大幅に見直す必要が生じることから、今回整理対象外とした。

表-6 手数料媒体の概要

項目	指定袋	シール
取扱い	<ul style="list-style-type: none">ごみ袋は一般的であり、取り扱いは容易である。まとまるため、取り扱いにくくなる。	<ul style="list-style-type: none">小さいため取り扱いは容易である。まとまても取り扱いやすい。紛失する可能性があることから、注意が必要となる。
期待できる減量効果	<ul style="list-style-type: none">ごみ量を減らせば使用する指定袋も減らせるため、ある程度のごみ減量インセンティブが働く。	<ul style="list-style-type: none">ごみ量を減らせば貼付するシールの枚数も減らせるため、ある程度のごみ減量インセンティブが働く。
他の要素への影響	<ul style="list-style-type: none">有料化の仕組みを決定する他の要素を大きく制約する点はない。	<ul style="list-style-type: none">シールを貼付するごみ袋の大きさごとに手数料金額を変える場合には、貼り付けるシールも変える必要がある。この場合、収集する際に容易に確認できるよう、仕組みを工夫しなければならない。
その他	<ul style="list-style-type: none">レジ袋の取り扱いを検討する必要がある。	<ul style="list-style-type: none">レジ袋などの利用が可能である。

(出典) 財団法人東京都市町村自治会編「家庭ごみ有料化導入ガイド」日報出版

3-2 有料化に伴う費用の課金方法の概要

ごみの有料化に伴う費用の課金方法には、ごみ袋1枚（シール1枚）ごとに単純に課金する仕組み（従量制）を基本として、これに一定量以上あるいは以下の個数を排出する場合の取り扱いを、別の扱いとすることをいくつかのバリエーションがある。大別すると、均一従量制（単純有料制）、累進従量制（二段階有料制）、一定量以下無料制（超過従量制）の3つに分類される。上記の3つの課金方法に対して、一般論として述べられている概要を表-7に整理した。

表-7 課金方法の概要

項目	均一従量制	累進従量制	一定量以下無料制
課金システム	使用する指定袋等の枚数に応じて、1枚目から手数料がかかるシステム。支払う手数料額は、袋枚数×料金単価で計算できる。	<ul style="list-style-type: none"> 使用する指定袋の1枚目から課金が始まり、一定枚数を超えた段階で手数料単価（1枚あたりの単価）が引き上げられるシステム。 住民は一定枚数以内の袋原価程度の額を負担し、それを超えた場合には、手数料を上乗せした別仕様の指定袋を購入することになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の期間に使える指定袋等を一定枚数無料で配布し、一定枚数を超えた段階で初めて課金が始まるシステム。 一定枚数分は、市町村が指定袋原価を負担し、一定枚数以上について「均一従量制」を適用するものである。
負担の公平性	ごみ排出量が増えれば増えるほど負担が増す仕組みであるため、不公平感は是正される。	一定枚数までは、均一従量制と同様のシステムであるため基本的に不公平感はないが、一定量以上ではより多くの負担を求めるシステムであるためにこうした市民からの反発ができる可能性がある。	一定枚数無料で配布するため、住民に負担がかからないことから基本的に不公平感はないが、無料で配布する指定袋等の配布方法によっては不公平が生じる。また、これを超えた場合に排出者が反発する可能性がある。
減量効果とインセンティブ	ごみ袋1枚目から課金されるため、ごみの排出量の多少に関係なく減量効果が得られ、また減量を進めるインセンティブが働く。	一定枚数という基準値を設けることで、政策的にごみ排出量を一定量以下に抑えることに誘導することができる。減量に対するより強いインセンティブが働く。	<ul style="list-style-type: none"> 一定枚数という基準値を設けることで、政策的にごみ排出量を一定量以下に抑えることに誘導することができる。 基準値以下では負担は生じないため、減量に対するインセンティブが働くなくなる。

項目	均一従量制	累進従量制	一定量以下無料制
仕組みのわかりやすさ	非常に簡素でわかりやすい仕組みである。	<ul style="list-style-type: none"> 市民が購入する指定袋が基準値の上下いずれの分なのかを区分する仕組みが必要になる。 基準値の上下で手数料徴収方法を変える場合には仕組みが複雑になる。 	一定枚数は事前に配布され、一定枚数を超えた分は小売店で販売されるなど、二重の仕組みが必要となってくる。
行政の事務負担	基本的には大きな事務負担は発生しない。	仕組みが複雑になるほど事務負担は増加する。	指定袋の配布にかかる事務が発生する。期間の区切り前に指定袋の配布を完了する必要があることから、配布事務が一定時期に集中することになる。また、仕組みが複雑になるほど事務負担が増加する。
行政の費用負担	基本的に行政として大きな費用負担は発生せず、手数料の設定次第で比較的安定した収入が確保できる。	課金方式が二段階となっていることから、課金のシステムを複雑にすると、行政としての事務負担が増えるデメリットの可能性はあるが、均一従量制と同様に比較的安定した収入が確保できるというメリットもある。	一定枚数以下の指定袋等の料金や配布等の事務負担が行政にかかるため費用負担が増える上、一定枚数以下は無料であるため、手数料収入は、限られ、かつ予測が困難である。

出典1:「家庭ごみ有料化導入ガイド」; (財)東京都市町村自治調査会

出典2: 天理市ごみ有料化等検討委員会資料

3-3 有料化施策に向けた課題

ごみ有料化は3Rに重点を置いた施策の一つとして位置付けられると同時に、排出量に応じた負担の公平化やリサイクル・減量意識の向上などを、経済的な観点から市民の意識改革を進めていくには有効な手法である。

しかし、有料化施策の変更により一時的にごみ減量化が達成できたとしても、不法投棄等の対策や、リバウンドへの対策を十分に検討していなければ、ごみ減量効果を得るために開始した施策が有効に運用できなくなるため、こうした点についても今後の課題である。

4. 有料化実施状況

全国及び滋賀県のごみ有料化導入自治体について制度別にまとめたものを表-8～11に示す。

表-8-1 均一従量制（単純有料制）(1)

No.	都道府県	市区	人口(万人)	開始年度	対象ごみ	料金: 大袋1枚(円)	社会的な無料配布	年間配布枚数	清掃活動への無料配布
1	北海道	函館市	28	2002	可燃ごみ・不燃ごみ	80	している		している
2		室蘭市	10	1998	可燃ごみ・不燃ごみ	80	していない		している
3		帯広市	17	2004	可燃ごみ・不燃ごみ	120	している	要介護者に一定枚数無料配布	している
4		北見市	11	2004	可燃ごみ・不燃ごみ	90	している	世帯人数別	している
5		網走市	4.1	2004	一般ごみ	80	している		60 している
6		留萌市	3	2000	可燃ごみ・不燃ごみ	80/ 不燃 100	していない		
7		芦別市	2	2004	可燃ごみ・不燃ごみ	73	していない		していない
8		江別市	12.4	2004	可燃ごみ・不燃ごみ	80	している	150	していない
9		赤平市	1.5	2003	可燃ごみ・不燃ごみ	80	している	世帯人数別	している
10		紋別市	3	2003	可燃ごみ・不燃ごみ	60	していない		している
11		名寄市	3	2003	可燃ごみ・不燃ごみ	80	していない		している
12		三笠市	1.2	2004	可燃ごみ・不燃ごみ	80	していない		していない
13		根室市	3.2	1998	可燃ごみ・不燃ごみ	63	している	世帯人数別	していない
14		滝川市	4.6	2003	可燃ごみ・不燃ごみ	80	している	世帯人数別	している
15		砂川市	2	2000	可燃ごみ・不燃ごみ	80	している		36 している
16		歌志内市	0.6	2002	可燃ごみ・不燃ごみ	80	していない		している
17		深川市	2.6	2003	可燃ごみ・不燃ごみ	80	している	85(可燃 25/20L/不燃 5/10L)	している
18		登別市	5.4	2000	可燃ごみ・不燃ごみ	80	していない		している
19		伊達市	3.6	1989	可燃ごみ・不燃ごみ	80	している	世帯人数別	している
20	青森県	八戸市	24	2001	可燃ごみ・不燃ごみ	30	している	60(可燃 50/不燃 10)	している
21		むつ市	5	1995	可燃ごみ・不燃ごみ	40	していない		している
22	岩手県	遠野市	2.7	1995	可燃ごみ	10.5	していない		していない
23	秋田県	能代市	5.3	2001	可燃ごみ・不燃ごみ	36	していない		している
24		横手市	4	2000	可燃ごみ	40	していない		していない
25		湯沢市	3	1992	可燃ごみ・不燃ごみ	33.3	していない		している
26		鹿角市	3.8	1999	可燃ごみ・不燃ごみ	12	していない		している
27	山形県	米沢市	9.2	1999	可燃ごみ・不燃ごみ	40	している		している
28		新庄市	4.1	1999	可燃ごみ・不燃ごみ	50	していない		している
29		寒河江市	4.4	1998	可燃ごみ・不燃ごみ	40	していない		している
30		長井市	3	1999	可燃ごみ・不燃ごみ	40	していない		している
31		天童市	6	1995	可燃ごみ・不燃ごみ	40	していない		していない
32		東根市	4.6	1995	可燃ごみ・不燃ごみ	40	していない		している
33		南陽市	3.6	1999	可燃ごみ・不燃ごみ	40	していない		していない
34		白河市	4.7	1999	可燃ごみ・不燃ごみ	55	している	世帯人数別	している
35	茨城県	日立市	20	2002	可燃ごみ・不燃ごみ	30	していない		している
36		常陸太田市	6.3	1992	可燃ごみ・不燃ごみ	30	していない		していない
37		北茨城市	5	2003	可燃ごみ・不燃ごみ	30	していない		していない
38		笠間市	3	1996 不燃 2004	可燃ごみ・不燃ごみ	19.7	していない		している
39		ひたちなか市	15.5	1995	可燃ごみ・不燃ごみ	20	していない		している
40		潮来市	3.2	2004	可燃ごみ	2.5	していない		している
41		桜木町	3.7	1995	可燃ごみ	40	していない		している
42	群馬県	安中市	4.8	1998	可燃ごみ	20	していない		している
43	埼玉県	秩父市	6	1996	可燃ごみ・不燃ごみ	50	している		140 している
44		蓮田市	6	2000	可燃ごみ・不燃ごみ	50	していない		している
45	千葉県	鎌子市	7	2004	可燃ごみ・不燃ごみ	30	していない		している
46		館山市	5	2002	可燃ごみ	30	していない		している
47		木更津市	12.3	2004	可燃ごみ・不燃ごみ	40	していない		していない
48		八日市場市	3.2	1970	可燃ごみ・不燃ごみ	40	していない		
49		旭市	7	1973	可燃ごみ・不燃ごみ	45			
50		八千代市	18	2000	可燃ごみ・不燃ごみ	24	している		120 している
51		鴨川市	3	2004	可燃ごみ	50	していない		している
52		富津市	5.2	1971	可燃ごみ・不燃ごみ	15/30L	していない		している
53		袖ヶ浦市	6	2001	可燃ごみ・不燃ごみ	16	していない		している
54		八王子市	54	2004	可燃ごみ・不燃ごみ	75	している	170(可燃 110枚・不燃 60枚)	している
55		武蔵野市	13	2004	可燃ごみ・不燃ごみ	80	している	140/20L	している
56		青梅市	14	1998	可燃ごみ・不燃ごみ	48	している	170(可燃 110枚/不燃 60枚)	している
57		昭島市	11	2002	可燃ごみ・不燃ごみ	60	している		170 している
58		調布市	21	2004	可燃ごみ・不燃ごみ	80	している		100 している
59		日野市	17.1	2000	可燃ごみ・不燃ごみ	80	している		170 している
60		東村山市	14.4	2002	可燃ごみ・不燃ごみ	72	している		110 している
61		福生市	6.2	2002	可燃ごみ・不燃ごみ	60	している	世帯人数別	している
62		清瀬市	6.8	2001	可燃ごみ・不燃ごみ	40	している	世帯人数別	している
63		稲城市	7.5	2004	可燃ごみ・不燃ごみ	60	している	120/20L、不燃 20/10L)	している
64		羽村市	5.7	2002	可燃ごみ・不燃ごみ	60	している	170(可燃 110枚/不燃 60枚)	している
65		あきる野市	8	2004	可燃ごみ・不燃ごみ	60(可燃)	している		している

表-8-2 均一従量制（単純有料制）(2)

No	都道府県	市区	人口 (万人)	開始年度	対象ごみ	料金:大袋1枚 (円)	社会的な 無料配布	年間配布枚数	清掃活動へ の無料配布
66	新潟県	長岡市	19	2004	可燃ごみ・不燃ごみ	52	している	世帯人数別	している
67		三条市	8.6	2003	可燃ごみ・不燃ごみ	45	している	120/10L、不燃 10/10L)	している
68		新発田市	8	1999	可燃ごみ・不燃ごみ	50			
69		新津市 (現・新潟市)	6.8	1996	可燃ごみ・不燃ごみ	50	していない		している
70		十日町市	4.3	2001	可燃ごみ・不燃ごみ	52.5/50L	している	世帯人数別	していない
71		見附市	4.4	2004	可燃ごみ・不燃ごみ	40	していない		している
72		村上市	3	2002	可燃ごみ・不燃ごみ	35	している	120	している
73		燕市	4.3	2002	可燃ごみ・不燃ごみ	45	している		している
74		柄尾市	2.5	2002.1	可燃ごみ・不燃ごみ	30	していない		している
75		白根市 (現・新潟市)	4	1999.1	可燃ごみ・不燃ごみ	40	していない		していない
76		佐渡市	7	2004.3 (市制施行)	可燃ごみ・不燃ごみ	可燃 20/ 不燃 30	していない		していない
77		魚沼市	4.5	2004.11 (市制施行)	可燃ごみ・不燃ごみ	35	していない		している
78		南魚沼市	4.3	2004.11 (市制施行)	可燃ごみ	45	していない		している
79	富山県	高岡市	17	1999	可燃ごみ	40	している	世帯人数別	していない
80		新湊市	3.7	2003	可燃ごみ	30	していない		している
81		魚津市	4.7	1995	可燃ごみ・不燃ごみ	18	していない		している
82		黒部市	3.7	1995	可燃ごみ・不燃ごみ	18	していない		している
83		礪波市	4	1992	可燃ごみ・不燃ごみ	30			
84		小矢部市	3	1995	可燃ごみ・不燃ごみ	20	していない		している
85		南砺市	5	2004.11 (市制施行)	可燃ごみ	20	していない		している
86	石川県	七尾市	6	2000	可燃ごみ	40	していない		していない
87		輪島市	3	2000	可燃ごみ・不燃ごみ	30	していない		している
88		珠洲市	1.8	2001	可燃ごみ・不燃ごみ	30	していない		している
89		かほく市	3	2004.3 (市制施行)	可燃ごみ	40	していない		していない
90	福井県	あわら市	3	2004.3 (市制施行)	可燃ごみ・不燃ごみ	30			
91	山梨県	南アルプス市	7.2	2003.4 (市制施行)	可燃ごみ	20	していない		している
92		北杜市	4.4	2004.11 (市制施行)	可燃ごみ・不燃ごみ	15	していない		している
93	長野県	上田市	12	可燃 1996 不燃 2004	可燃ごみ・不燃ごみ	50/30L	していない		している
94		飯田市	10.7	1999	可燃ごみ・不燃ごみ	60			
95		東御市	3.2	2004.4 (市制施行)	可燃ごみ	50/30L	していない		している
96	岐阜県	多治見市	10	1996	可燃ごみ・不燃ごみ	18	していない		している
97		瑞浪市	4	1977	可燃ごみ	16.47	していない		している
98		恵那市	5.7	可燃 1976 不燃 2004	可燃ごみ・不燃ごみ	31.5	していない		している
99		美濃加茂市	5	可燃 1972 不燃 1999	可燃ごみ・不燃ごみ	30	していない		していない
100		可児市	9.7	可燃 1971 不燃 1999	可燃ごみ・不燃ごみ	30	していない		している
101		山県市	3	2003.4 (市制施行)	可燃ごみ	50	していない		していない
102		瑞穂市	4.9	2003.5 (市制施行)	可燃ごみ	50	していない		している
103		飛騨市	3	2004.2 (市制施行)	可燃ごみ	68	していない		している
104		本巣市	3.5	2004.2 (市制施行)	可燃ごみ・不燃ごみ	50	している	世帯人数別	している
105		郡上市	5	2004.3 (市制施行)	混合ごみ	25	していない		している
106		下呂市	4	2004.3 (市制施行)	可燃ごみ・不燃ごみ	65	していない		している
107	静岡県	御前崎市	3.6	2004.4 (市制施行)	可燃ごみ・不燃ごみ	20			
108	愛知県	津島市	6.6	2002	可燃ごみ・不燃ごみ	20	していない		していない
109		知立市	6.5	1971	可燃ごみ	13	していない		している
110		日進市	7.5	1970	可燃ごみ・不燃ごみ	15	していない		している

表-8-3 均一従量制（単純有料制）(3)

No.	都道府県	市区	人口(万人)	開始年度	対象ごみ	料金: 大袋1枚(円)	社会的な無料配布	年間配布枚数	清掃活動への無料配布
111	三重県	桑名市	11	2002	可燃ごみ・不燃ごみ	15	していない		している
112		いなべ市	4.5	2003.12 (市制施行)	可燃ごみ・不燃ごみ	15	していない		している
113		志摩市	6	2004.10 (市制施行)	可燃ごみ・不燃ごみ	50	していない		
114	滋賀県	甲賀市	9.5	1987	可燃ごみ	25	していない		していない
115		野洲市	4.8	2004.10 (市制施行)	可燃ごみ・不燃ごみ	25	していない		していない
116		湖南市	5.6	2004.10 (市制施行)	可燃ごみ	25	している	50(小袋)	している
117	京都府	福知山市	6.8	2001.2	可燃ごみ・不燃ごみ	45	していない		している
118		綾部市	3.9	可燃 1999 不燃 2003	可燃ごみ・不燃ごみ	30	していない		していない
119		亀岡市	9.5	2003	可燃ごみ・不燃ごみ	40	していない		している
120		京丹後市	6.5	2004.4 (市制施行)	可燃ごみ・不燃ごみ	30	していない		
121	大阪府	貝塚市	9	可燃 2004 不燃 2002	可燃ごみ・不燃ごみ	9/ 不燃 500/45L	していない		していない
122	兵庫県	相生市	3.2	1998	可燃ごみ・不燃ごみ	45	している		している
123		豊岡市	4.7	2003	可燃ごみ・不燃ごみ	50	している	世帯人数別	している
124		篠山市	4.7	1981	可燃ごみ・不燃ごみ	45	していない		している
125	兵庫県	養父市	3	2004.11 (市制施行)	可燃ごみ・不燃ごみ	60/ 不燃 70	している	世帯人数別	している
126		丹波市	7.3	2004.11 (市制施行)	可燃ごみ	100	していない		している
127		檀原市	12.5	2003	可燃ごみ	45	している	100/30L 中袋	している
128	奈良県	桜井市	6.2	2000	可燃ごみ・不燃ごみ	47	していない		している
129		五條市	3.5	1994	可燃ごみ・不燃ごみ	50	していない		している
130	和歌山県	橋本市	5	1970年代	可燃ごみ・不燃ごみ	13	していない		していない
131		御坊市	2.7	1995	可燃ごみ・不燃ごみ	50			
132		田辺市	7	1995	可燃ごみ・不燃ごみ	45/50L	していない		している
133	鳥取県	境港市	3.8	2004.10	可燃ごみ	40	していない		している
134	島根県	浜田市	5	2004	可燃ごみ・不燃ごみ	30	していない		している
135		出雲市	8.8	2001	可燃ごみ・不燃ごみ	40	していない		していない
136		江津市	3	1972	可燃ごみ・不燃ごみ	30	していない		している
137	島根県	平田市 (現・出雲市)	2.9	可燃 1992 不燃 2001	可燃ごみ・不燃ごみ	40	していない		している
138		雲南市	4.6	2004.11 (市制施行)	可燃ごみ・不燃ごみ	50(1日4町)/ 63(1日2町)	していない		していない
139		津山市	9	1997	可燃ごみ・不燃ごみ	52.5	していない		している
140	岡山県	備前市	2.5	2004	可燃ごみ・不燃ごみ	45	していない		している
141	広島県	吳市	21	2004	可燃ごみ・不燃ごみ	20	している	世帯人数別	している
142		安芸高田市	3	2004.3 (市制施行)	可燃ごみ・不燃ごみ	65	していない		している
143	山口県	下関市	25	可燃 2003 不燃 1997	可燃ごみ・不燃ごみ	50/ 不燃シール 100	していない		している
144		防府市	12	2000	可燃ごみ	13	している	100	している
145		岩国市	10.6	2003	可燃ごみ・不燃ごみ	30	していない		している
146	徳島県	美祢市	1.8	可燃 1979 不燃 1998	可燃ごみ・不燃ごみ	15/30L	していない		している
147		鳴門市	6.5	2002	可燃ごみ・不燃ごみ	35	している	140	している
148		小松島市	4	1994	可燃ごみ・不燃ごみ	25	していない		している
149	香川県	高松市	34	2004	可燃ごみ・不燃ごみ	40	している	120	している
150		善通寺市	3.5	1995	可燃ごみ・不燃ごみ	40	していない		している
151		さぬき市	5.7	2002	可燃ごみ	30			
152	愛媛県	東かがわ市	3.8	1997	可燃ごみ	30			
153		今治市	11.5	1999	可燃ごみ・不燃ごみ	20	していない		している
154		宇和島市	6	1996	可燃ごみ・不燃ごみ	35	していない		している
155	愛媛県	八幡浜市	3.2	1997	可燃ごみ・不燃ごみ	30	していない		している
156		大洲市	3.9	1998	可燃ごみ・不燃ごみ	40			
157		北条市 (現・松山市)	2.9	1985	可燃ごみ・不燃ごみ	30			
158	高知県	西予市	4.7	2004.4 (市制施行)	可燃ごみ	40	していない		している
159		室戸市	1.9	2002	可燃ごみ	30	していない		している
160		安芸市	2.1	2000	可燃ごみ・不燃ごみ	40	していない		していない
161	高知県	南国市	5	1975	可燃ごみ・不燃ごみ	30	している	120	している
162		土佐市	3	1999	可燃ごみ・不燃ごみ	50	していない		している
163		須崎市	2.7	1974	可燃ごみ	46			
164	高知県	中村市 (現・四万十市)	3.5	1996	可燃ごみ	50	していない		している
165		宿毛市	2.5	1976	可燃ごみ・不燃ごみ	52			
166		土佐清水市	1.9	1989	可燃ごみ・不燃ごみ	20			

表-8-4 均一従量制（単純有料制）(4)

No.	都道府県	市区	人口 (万人)	開始年度	対象ごみ	料金: 大袋1枚 (円)	社会的な 無料配布	年間配布枚数	清掃活動への無料配布
167	福岡県	北九州市	100	1998	可燃ごみ・不燃ごみ	15	していない		している
168		久留米市	24	1993	可燃ごみ・不燃ごみ	25/30L	していない		している
169		直方市	6	1998	可燃ごみ・不燃ごみ	63	していない		している
170		飯塚市	8	1998	可燃ごみ・不燃ごみ	70	していない		している
171		田川市	5.4	1996	可燃ごみ・不燃ごみ	40	している	可燃 30/30L	している
172		柳川市	4.2	1976	可燃ごみ	20	していない		していない
173		山田市	1	1999	可燃ごみ・不燃ごみ	52.5	していない		している
174		甘木市	4.3	1993	可燃ごみ	50	している		していない
175		八女市	4	1983	可燃ごみ	20			
176		筑後市	4.8	1971	可燃ごみ	20			
177		行橋市	7.2	2002	可燃ごみ・不燃ごみ	60	していない		している
178		中間市	5	1995	可燃ごみ・不燃ごみ	71.4	していない		している
179		小郡市	5.7	1998	可燃ごみ・不燃ごみ	50	していない		している
180		筑紫野市	10	可燃 1993 不燃 1984	可燃ごみ・不燃ごみ	50	していない		している
181		大野城市	9.2	1994	可燃ごみ・不燃ごみ	39.9	していない		している
182		宗像市	9.3	1970	可燃ごみ	42			
183		太宰府市	7	1992	可燃ごみ・不燃ごみ	40	していない		している
184	佐賀県	前原市	7	1993	可燃ごみ・不燃ごみ	50(税別)	している	132(可燃 96・不燃 12・資源 24・いづれ も小袋)	している
185		古賀市	6	1978	可燃ごみ	60	していない		していない
186		佐賀市	16	1996	可燃ごみ・不燃ごみ	40	していない		している
187		唐津市	13	2000	可燃ごみ・不燃ごみ	34	している	60(可燃 50/不燃 10)	している
188		鳥栖市	6.2	1994	可燃ごみ・不燃ごみ	40	していない		している
189		多久市	2.4	1993	可燃ごみ・不燃ごみ	40			
190		伊万里市	6	1972	可燃ごみ・不燃ごみ	40			
191		武雄市	3.5	可燃 1969 不燃 1988	可燃ごみ・不燃ごみ	42	していない		している
192		鹿島市	3.3	1972	可燃ごみ・不燃ごみ	40	していない		している
193	長崎県	島原市	4	1972	可燃ごみ	21	していない		している
194		大村市	8.9	2001	可燃ごみ	30	していない		していない
195		平戸市	2.3	1973	可燃ごみ・不燃ごみ	30			
196		松浦市	2.2	1972	可燃ごみ・不燃ごみ	26	していない		している
197		対馬市	4	2004.3 (市制施行)	可燃ごみ・不燃ごみ	60	していない		している
198		壱岐市	3.3	2004.3 (市制施行)	可燃ごみ・不燃ごみ	40	していない		している
199		五島市	4.8	2000	可燃ごみ・不燃ごみ	40	していない		している
200		八代市	11	1999	可燃ごみ	50	していない		している
201		人吉市	3.9	1992	可燃ごみ・不燃ごみ	20	していない		している
202		玉名市	4.5	1996	可燃ごみ・不燃ごみ	25			
203	熊本県	本渡市	4	1997	可燃ごみ・不燃ごみ	50	していない		している
204		山鹿市	6	2005.4	可燃ごみ・不燃ごみ	25	していない		していない
205		菊池市	2.7	1985	可燃ごみ・不燃ごみ	15	していない		している
206		宇土市	4	2000	可燃ごみ・不燃ごみ	35	していない		している
207		上天草市	3.5	2004.3 (市制施行)	可燃ごみ	15	していない		している
208		別府市	13	1997	可燃ごみ・不燃ごみ	21	している	世帯人数別	していない
209		日田市	6.3	2004	可燃ごみ・不燃ごみ	35	している	世帯人数別	している
210		臼杵市	3.6	2005.3	可燃ごみ・不燃ごみ	30	している	世帯人数別	している
211		竹田市	2	1981	可燃ごみ・不燃ごみ	20			
212	宮崎県	宮崎市	31	2002	可燃ごみ・不燃ごみ	40	している	90(可燃 60/30L、 不燃 30/30L)	している
213		串間市	2.3	1998	可燃ごみ・不燃ごみ	25			
214		西都市	3.5	可燃 1969 不燃 1997	可燃ごみ・不燃ごみ	30(税込)	していない		している
215		鹿屋市	8	2001	可燃ごみ・不燃ごみ	54	していない		している
216		阿久根市	2.6	2004	可燃ごみ・不燃ごみ	31.5	していない		している
217	鹿児島県	大口市	2	1995	可燃ごみ・不燃ごみ	38	していない		している
218		西之表市	1.8	2004	可燃ごみ・不燃ごみ	可燃 40/ 不燃 50	していない		
219		垂水市	2	1996	可燃ごみ・不燃ごみ	15	していない		
220		薩摩川内市	10.5	1994	可燃ごみ・不燃ごみ	15	していない		している
221		那覇市	31	2002	可燃ごみ・不燃ごみ	30	していない		している
222	沖縄県	石川市 (現・うるま市)	2.2	2004	可燃ごみ・不燃ごみ	60/特大	している	世帯人数別	している
223		宜野湾市	8.9	2004	可燃ごみ・不燃ごみ	30	していない		している
224		石垣市	4.6	2003	可燃ごみ・不燃ごみ	20	していない		している
225		浦添市	10.5	1994	可燃ごみ・不燃ごみ	20	している		92 している
226		糸満市	5.6	1975	可燃ごみ・不燃ごみ	20	している	世帯人数別	している
227		沖縄市	13	2000	可燃ごみ・不燃ごみ	20	していない		している
228		豊見城市	5.3	2003	可燃ごみ・不燃ごみ	21	していない		している

表-9 累進従量制（二段階有料制）

No	都道府県	市区	人口(万人)	開始年度	対象ごみ	世帯人数別 無料配布枚数	「変えていない」			「変えている」		
							枚数:一段目 (枚数)	料金:一段目 (円)	料金:二段目 (円)	枚数:一段目 (枚数)	料金:一段目 (円)	料金:二段目 (円)
1	長野県	長野市	38	1996	可燃ごみ 不燃ごみ	変えていない	200	最高 13/30L	30/30L			
2		伊那市	6.4	2003	可燃ごみ 不燃ごみ	変えている				120	30	180
3		駒ヶ根市	3.5	2003	可燃ごみ 不燃ごみ	変えている				120	30	180
4	岐阜県	関市	7.7	1996	可燃ごみ 不燃ごみ	変えている				120	6	300
5	滋賀県	守山市	7	1982	可燃ごみ	変えていない	110/30L	10	150			
6	山口県	柳井市	3.4	1978	可燃ごみ	変えていない	84	7	50			
7	宮崎県	都城市	13	1995	可燃ごみ 不燃ごみ	変えていない	120	8	35.7			

表-10 一定量以下無料制（超過量有料制）

No	都道府県	市区	人口(万人)	開始年度	対象ごみ	世帯人数別 無料配布枚数	「変えていない」			「変えている」		
							年間枚数(枚)	無料配布 料金:大袋1枚 (円)	年間枚数(枚)	無料配布年間枚数 料金:大袋1枚 4人世帯(円)		
1	茨城県	下妻市	3.7	1997	可燃ごみ 不燃ごみ	変えていない	120	15				
2	千葉県	野田市	15.3	1995	可燃ごみ 不燃ごみ	変えていない	130	170				
3		君津市	9.3	2000	可燃ごみ 不燃ごみ	変えていない	110(可燃 90/ 不燃 20)	180				
4	新潟県	豊栄市 (現・新潟市)	5	1997	可燃ごみ	変えている				155	120	
5		阿賀野市	4.8	2004.4 (市制施行)	可燃ごみ	変えている				200	50	
6	石川県	羽咋市	2.5	1994	可燃ごみ	変えている				130	70	
7	長野県	須坂市	5	2003	可燃ごみ 不燃ごみ	変えている				100/27L	シール 100	
8		千曲市	6	2003	可燃ごみ 不燃ごみ	変えている				108	シール 50	
9	岐阜県	大垣市	15.4	1994	可燃ごみ	変えている				120	シール 150	
10		高山市	9.7	1992	可燃ごみ	変えている				110	シール 105	
11	静岡県	御殿場市	8.5	2002	可燃ごみ 不燃ごみ	変えている				140	150	
12	愛知県	碧南市	7	1999	可燃ごみ	変えていない	120	100				
13		尾西市 (現・一宮市)	5.8	2003	可燃ごみ 可燃ごみ	変えている				80	21	
14		東海市	10	1995	可燃ごみ 不燃ごみ	変えている				可燃 80 不燃 10	110	
15		高浜市	4	1995	可燃ごみ	変えている				80	50	
16	滋賀県	長浜市	6	1999	可燃ごみ 不燃ごみ	変えている				80	100	
17		草津市	11	1977	可燃ごみ	変えていない	104	110				
18		栗東市	6	1980	可燃ごみ 不燃ごみ	変えていない	116	100				
19	大阪府	岸和田市	20.4	2002	可燃ごみ	変えている				130	100	
20		富田林市	12	1996.2	可燃ごみ 不燃ごみ	変えている				110	シール 100	
21		河内長野市	12	1996.2	可燃ごみ 不燃ごみ	変えている				可燃 110	シール 100	
22		箕面市	12	2003	可燃ごみ	変えている				140/30L	60/30L	
23		大阪狭山市	5.8	1996.2	可燃ごみ	変えている				110	シール 100	
24	兵庫県	洲本市	4	1994	可燃ごみ 不燃ごみ	変えていない	110	350				
25		加西市	5	1994	可燃ごみ 不燃ごみ	変えている				80	シール 100	
26	和歌山县	新宮市	3.3	2002	可燃ごみ	変えている				60	60	
27	鳥取県	倉吉市	5	1996	可燃ごみ	変えている				100	100	
28	岡山県	笠岡市	5.8	2002	可燃ごみ 不燃ごみ	変えている				100	100	
29	広島県	三原市	8.2	1995	可燃ごみ	変えている				80	シール 50	
30	山口県	萩市	4.5	1993 不燃 1994	可燃ごみ 不燃ごみ	変えていない	75	40				
31	愛媛県	西条市	11.6	1994	可燃ごみ 不燃ごみ	変えていない	130	100				
32		東温市	3.4	2004.9 (市制施行)	可燃ごみ	変えている				100	50	
33	福岡県	大川市	4	1994	可燃ごみ	変えている				60	30	
34	長崎県	佐世保市	24	2004	可燃ごみ 不燃ごみ	変えていない	60/1人	210				
35		諫早市	9.5	1994	可燃ごみ 不燃ごみ	変えていない	50	20				

※2005年2月全国家庭ごみ有料化調査（山谷修作：東洋大学経済学部教授）より

表-11 滋賀県内自治体有料化状況（平成16年度）

自治体名	指定の有無	袋の作成主体	袋材質	環境に配慮した物質の添付	袋の色	袋の種類	有料化制度	販売価格	販売場所	備考
大津市	指定袋	民間事業者（認定方式）	ポリエチレン製（低密度）	無	無色透明	大（45L） 中（30L） 小（20L）	均一従量制	自由価格 約5円/枚 ～約10円/枚	スーパー、コンビニ、JA、生協等	H13.4から実施（以前は自由袋）
彦根市	指定袋	市事業公社	ポリエチレン製（高密度） ※陶器類その他については低密度ポリエチレン	高密度 ポリエチレン について は炭酸カルシウム	高密度 無色半透明 低密度 無色透明	特大（30L） 大（22L） 小（12L） 魔フラ（40L） 陶器その他（22L） 営業用（45L）	均一従量制	特大 110円/10枚 大 100円/10枚 小 80円/10枚 陶器その他 80円/10枚 営業用 120円/10枚	スーパー、コンビニ、ドラッグストア等	H14.10から変更
長浜市	指定袋	湖北広域行政事務センター	ポリエチレン製（高密度） ※不燃ごみについては低密度ポリエチレン	無	高密度 無色半透明 低密度 無色透明	大：800×650 厚0.03 小：700×500 厚0.025 (単位はmm)	一定以下 無料制 無料配布 80枚/年 不燃ごみは 20枚/年	大 1000円/10枚 小 600円/10枚 不燃用 1000円/10枚	スーパー、コンビニ、JA、地区公民館等	無料配布分は自治会経由 自治会未加入者と転入者には市窓口で配布
八日市市	指定袋	中部清掃組合	ポリエチレン製（高密度）	無	薄緑色 半透明	大：800×650 厚0.017 小：600×450 厚0.017 (単位はmm)	均一従量制	大 140円/30枚 小 100円/30枚 不燃用 100円/10枚 びん回収用 90円/10枚 ペットボトル 100円/10枚	スーパー、コンビニ、市役所、JA等	
草津市	指定袋	市	ポリエチレン製（高密度） ※プラスチック、ペットボトル用については低密度ポリエチレン	炭酸カルシウム	高密度 無色半透明 低密度 無色透明	普通ごみ 800×510 厚0.035 プラスチック ペットボトル 950×700 厚0.03 (単位はmm)	一定以下 無料制 無料配布 普通ごみ 104枚/年 プラスチック 29枚/年 ペットボトル 12枚/年	すべて 110円/枚	スーパー、市民センター、市役所、JA	無料配布分は町内会経由 町内会未加入者と転入者には市窓口で配布
守山市	指定袋	市	ポリエチレン製（高密度）	ポリエチレンテレフレート配合	無色半透明	大：700×500 厚0.03 小：600×450 厚0.03 その他フラ 950×700 厚0.03 (単位はmm)	累進従量制	年間110枚以下 10円/枚 超過分 150円/枚 (その他フラ) 100円/10枚	自治会、地区会館、市役所	H14.7から変更
栗東市	半透明（シール制）						一定以下 無料制 無料配布 116枚/年	100円/枚		
野洲市	指定袋	市	ポリエチレン製（高密度）	ポリエチレンテレフレート配合	無色半透明	大：800×500 厚0.03 小：600×450 厚0.03 フラ用大 900×800 厚0.03 フラ用小 800×650 厚0.03 不燃用 800×500 厚0.05 (単位はmm)	均一従量制	大 500円/20枚 小 500円/25枚 フラ用大 200円/8枚 フラ用小 200円/10枚 不燃用 200円/8枚	スーパー、コンビニ、自治会、市役所	